

守谷市教育委員会定例会会議録 平成31年2月

1. 日 時 平成31年2月27日(水) 午前9時30分

2. 場 所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室

3. 出席委員 教 育 長 町田 香
教育長職務代理者 山本 キヨ
教育委員 河原 健
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4. 欠席委員 な し

5. 説明のための出席者

教育部長 山崎 浩行
教育部次長兼生涯学習課長 飯塚 哲夫
学校教育課長 小島 義久
指導室長 奈幡 正
学校給食センター所長 坂 登司男

6. 傍 聴 人 なし

7. 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第 6 号 「学校医の委嘱について」
議案第 7 号 「学校歯科医の委嘱について」
議案第 8 号 「学校薬剤師の委嘱について」
議案第 9 号 「平成31年度(平成30年度分)守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」
議案第10号 「守谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する要綱の制定について」
議案第11号 「守谷市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する要綱」
議案第12号 「守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱の一部を改正する要綱」
議案第13号 「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件」

(2) その他

「小中学校の現状について」
「各課業務報告」

【１．開会宣言】 教育長	午前 9 時 30 分 開会を宣言
【２．会議録署名委員の指名】 教育長	本会の会議録署名人を指名
【３．議決事項】 教育長 学校教育課長 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長 学校教育課長	議案第 6 号「学校医の委嘱について」、議案第 7 号「学校歯科医の委嘱について」、議案第 8 号「学校薬剤師の委嘱について」一括して説明を求める。 議案第 6 号「学校医の委嘱について」、議案第 7 号「学校歯科医の委嘱について」、議案第 8 号「学校薬剤師の委嘱について」説明する。 本案は学校保健安全法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、学校医等を委嘱するため、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号により、議決を求めるものです。 委嘱の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間となる。 各委員に質疑を求める。 特になし 議案第 6 号「学校医の委嘱について」採決する。 異議なし 異議なしと認め、原案のとおり可決する。 議案第 7 号「学校歯科医の委嘱について」採決する。 異議なし 異議なしと認め、原案のとおり可決する。 議案第 8 号「学校薬剤師の委嘱について」採決する。 異議なし 異議なしと認め、原案のとおり可決する。 議案第 9 号「平成 31 年度（平成 30 年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針」について説明を求める。 議案第 9 号「平成 31 年度（平成 30 年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針」について説明を求める。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき実施するもので、教育委員会の事務について①目標・取組概要、②自己評価、③今後の課題と対応の方向性、④外部の方々からいただいた主な意見の 4 項目から評価し、教育に関し学識経を有する方の知見を活用し意見書を作成

	いただきます。
教育長	各委員に質疑を求める。
委 員	平成 29 年度分点検評価を公表したが、寄せられた意見等があったか。
学校教育課長	現在、意見等は特にいただいてはいない。
教育長	議案第 9 号「平成 31 年度（平成 30 年度分）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針」採決する。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
	議案第 10 号「守谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する要綱の制定について」説明を求める。
学校教育課長	議案第 10 号「守谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する要綱の制定について」説明する。
	本案は、学校保健安全法第 23 条及び守谷市学校管理規則第 18 条の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項定めた要綱を定めるものです。
	法に定める任期及び職務のほか、職務代行禁止、解任に関する規定するものです。
教育長	各委員に質疑を求める。
委 員	学校規模に応じ配置する学校医数も規定するべきではないか。
教育長	検討していきたい。
委 員	学校三師の保健委員会の参画、感染症が発生した時の助言の状況はどうか。
学校教育課長	学校からの相談に対し指導助言を適切に行っている。
教育長	地域に結びついてる方が多く、保健委員会にも出席いただき、機会があるごとに来校いただいている状況である。
	議案第 10 号「守谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する要綱の制定について」採決する。
委 員	異議なし
	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
	議案第 11 号「守谷市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する要綱」について説明を求める。
学校教育課長	議案第 11 号「守谷市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する要綱」について説明する。
	本案は、学校事務の共同実施協議会等の所掌事務について、実情に即するよう所要の改正を行うものです。

教育長	各委員に質疑を求める。
委 員	特になし
教育長	議案第 11 号「守谷市立学校事務の共同実施に関する要綱の一部を改正する要綱」採決する。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
	議案第 12 号「守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱の一部を改正する要綱」について説明を求める。
指導室長	議案第 12 号「守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱の一部を改正する要綱」について説明する。
	本案は、市内小中学校における児童数の増減に伴い、現行の基準では、非常勤講師が配置されない小学校が増加する傾向にあるため基準を見直し、また、1 週間当たりの時間数を実情に合わせ改正するものです。
教育長	各委員に質疑を求める。
委 員	非常勤講師配置の学校間格差の解消、公平性が保たれる改正であり賛成する。
委 員	配置基準が見直すことにより配置数が多くなり予算面は大丈夫なのか。
指導室長	計上する予算の範囲内で対応できる。
委 員	A L T の配置基準の見直しは検討していないのか。
指導室長	大規模校へ増員したい考えがある。新年度予算に 13 名から 15 名で予算計上させていただいた。
委 員	「規定にかかわらず、教育長が必要と認めた学校には、非常勤講師を配置できる」とある。この規定は、少人数指導を前提としたものと理解できる。少人数指導に限らず、学校の様々な実情により配置が必要な場合もあると思う。是非、措置をお願いしたい。
教育長	学校の実態に合わせ配置していきたい。
	議案第 12 号「守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱の一部を改正する要綱」について採決する。
委 員	異議なし
教育長	異議なしと認め、原案のとおり可決する。
	議案第 13 号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件」について説明を求める。
学校教育課長	議案第 13 号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件」について説明する。

【４．その他】 教育長 指導室長 教育長 学校教育課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 7 項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和 30 年教委規則第 3 号）に基づき審議経過は非公開 小中学校の現状について報告を求める。 資料に基づき以下について報告 1 訪問・研修事業について ・ 第 6 回いばらきっ子郷土検定（2/2） ・ 守谷ライオンズ杯イングリッシュ・フォーラム（2/9） ・ 校長・教頭会コンプライアンス研修（2/13） 2 児童生徒の様子について ・ 新入生保護者説明会の開催について ・ 児童・生徒の表彰関係について ① 御所ヶ丘小 4 年児童 取手警察署長感謝状 ② 御所ヶ丘中 東関東アンサンブルコンテスト サクソフォーン四重奏 銅賞 3 一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組について ・ 交流活動について 4 教職員・児童生徒の交通事故について ・ 児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について 件数 小学校 6 件 中学校 11 件（2 月 27 日現在） 要因 自転車 14 件 その他 3 件 ※児童生徒の不注意 11 件 程度 打撲又は擦過傷 ・ 教職員の交通事故の状況 件数 8 件（2/27 日現在） 要因 自動車 過失 6 件 5 いじめの現状について ・ 認知件数と対応について（1 月末現在） 認知 135 件 解消 77 件 6 不登校の現状について ・ 1 月末現在の不登校者数の報告 人数（不登校率） 小学校 44 人（1.03%） 中学校 55 人（2.91%） 各課の業務状況について報告を求める。 以下について報告
--	--

生涯学習課 学校給食センター所長 委員 【5. 閉会宣言】 教育長	1 感染性胃腸炎の終息について 以下について報告 1 中央図書館利用状況について 2 中央公民館の改修工事について 以下について報告 1 学校給食実施状況について 2 賄材料費執行状況について 3 生鮮野菜使用率について 4 異物混入等について 5 学校給食センター改築スケジュールについて 守谷市都市計画審議会出席報告 午前 11 時 00 分 閉会宣言
--	---